

7-6-3 平成28年熊本地震により被災した被保険者に対する一部負担金免除

平成28年4月22日付厚生労働省保険局国民健康保険課及び高齢者医療課連名通知等を踏まえ、平成28年熊本地震により被災した被保険者に対し一部負担金の免除を行った。

<免除対象者の要件>

- (1) 災害救助法の適用地域（熊本県内の全市町村）であり、
 (2) 以下のいずれかに該当する者
- ① 住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした者
 - ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った者
 - ③ 主たる生計維持者の行方が不明である場合
 - ④ 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した者
 - ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない者

<免除内容>

保険診療、調剤及び訪問看護の一部負担金

<一部負担金免除の実施状況>

- (1) 免除証明書発行状況（平成28年4月1日～平成29年3月31日）

平成28年4月1日現在 一部負担金免除証明書 発行件数	新規 発行件数	資格喪失数	平成29年3月31日現在 一部負担金免除証明書 発行件数
0件	4件	0件	4件

- (2) 免除金額

- ① 現物給付（平成28年3月～平成29年2月診療分）

	レセプト件数	金額
一部負担金	37件	132,745円

※ 平成29年12月22日修正

- ② 現金給付（平成28年4月～平成29年3月支給分）

	申請件数	金額
一部負担金	0件	0円